

淀川区役所で申込される方へ

※該当するところを必ず最後までお読みください

最初にご確認ください

淀川区役所で申込できる方は

淀川区でお住まい(住民登録されている)の方になります。希望の保育施設・保育事業の所在地は関係ありません。淀川区役所での申込の際には、必ず各書類の記載例を確認し、ご記入の上でご来庁ください。記入方法がわからないところは空けておいてください。受付職員が説明もしくは補記します。

大阪市内の他区にお住まいの方はその区にて申込してください。

大阪市外の方の場合、まずお住まいの市区町村に問合せしてください。その後、淀川区役所保健福祉課子育て支援担当(06-6308-9423)へご連絡願います。申込書の提出先等につきその市区町村との調整も必要ですので9月中旬までにご連絡願います。

新型コロナウイルス感染拡大防止のために

※全ての方が対象です

混雑を回避するために、保護者の来庁は児童1名につき1名まででお願いします。受付会場にはプレイルーム等はございません。保護者の方で待ち時間のためのご準備をお願いします。

受付にお越しの際にはマスクの着用もお忘れないようにお気を付けください。

人の密集を出来る限り避けるため、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

受付の時間帯と事前予約について

※全ての方が対象です

第1希望の保育施設・保育事業ごとに受付日時が決まっています(本紙4ページの時間割をご確認ください)。この時間帯にご来庁出来ない場合は予備受付の時間帯をご利用ください。申込は大阪市行政オンラインシステムでの事前予約が必要です。事前予約をされていない場合は、キャンセルが出るまで受付会場でお待ちいただくこととなり、長時間を要しますのでお気を付けください。

また、台風などの災害時における対応につきましては淀川区ホームページ・twitterから周知を行いますのでご確認ください。

大阪市行政オンラインシステムの詳細につきましては本紙の3ページをご確認ください。

右のQRコードから令和5年度の一斉申込の案内ホームページにアクセスできます。このホームページに、大阪市行政オンラインシステムへのリンクと事前予約画面へのリンクを順次掲載する予定です。



事前予約を行うには、大阪市行政オンラインシステムでの利用者登録が必要ですのであらかじめ新規登録を終えてください。

事前予約の際には、利用にあたっての注意点が表示されます。全てお読みいただきご同意の上でご利用ください。

※引き続き、裏面(2ページ)の注意書きもご確認ください。